都市防災における「外国人観」確立の必要性 と「在留資格の誤謬」

近藤 秀将

正会員 行政書士法人 KIS 近藤法務事務所 代表社員・特定行政書士 (171-0021 東京都豊島区西池袋 1-29-5 山の手ビル 12 階) Hue University of Sciences 特任教授 (77 Nguyen Hue st, Hue city, Vietnam) E-mail:info@kislegaloffice.or.jp

要旨

都市防災においてソフト面が軽視されていること、「災害弱者」の一つである外国人が「災害時リスク」となり得る。この原因が、「外国人観」未確立であり、この背景には「在留資格の誤謬」(在留資格制度の建前と実際の乖離)があると考える。また、「関東大震災」「阪神・淡路大震災」「東日本大震災」(以下「各大震災」とする)を取り上げ、外国人を対象とした流言の具体的状況を考察し、「災害弱者」である外国人が「災害時リスク」となる過程を「外国人への攻撃条件(Conditions for attacking foreigners)」を定立し、各大震災にあてはめ考察する。最後に「在留資格の誤謬」を解消し、日本において「外国人観」を確立する具体的な政策として在留資格「特定労働」を提言する。

キーワード:流言、在留資格、都市防災、外国人、特定技能

The necessity of establishing a "foreigner's view" in urban disaster prevention and the "error of status of residence"

Hidemasa Kondo

President, Certified Administrative Procedures Legal Specialis's Corporation KIS Legal Office (171-0021 Yamaote Bldg.12F,1-29-5 Nhiikebukuro,Toshima-ku,Tokyo)

Specially Appointed Professor,Hue University of Sciences (77 Nguyen Hue st, Hue city, Vietnam)

E-mail:info@kislegaloffice.or.jp

Abstract

The disregard of the software aspect in urban disaster prevention, and foreigners who are one of the "disaster vulnerable" can be a "disaster risk." The reason for this is that the "foreigner's view of foreigners" has not been established, and this is thought to be due to the "error of status of residence" (the actual deviation from the status of residence system). In addition, taking into account the Great Kanto Earthquake, the Great Hanshin-Awaji Earthquake, and the Great East Japan Earthquake (hereinafter referred to as "Each Great Earthquake"), we will discuss the specific situation of rumors targeting foreigners, We consider the process of becoming a "risk at the time of disaster" by establishing "Conditions for attacking foreigners" and applying them to each major earthquake. Finally, we will resolve the "error of status of residence" and propose "specific work" as a specific policy to establish a "view of foreigners" in Japan.

Key Words: Rumor, Status of residence, Urban disaster prevention, Foreigner, specified skilled worker

「もし , ある機会に , 東京市中に , ある流言蜚語の現象が 行われたとすれば , その責任の少なくも半分は市民自身が負 わなければならない . 事によるとその九割以上も負わなけれ ばならないかもしれない . 」(寺田寅彦, 1924年9月 , 「流言 蜚語」『東京日日新聞 』)

1. はじめに

(1) 問題意識

都市防災行政の重要性は,2011年3月11日の東日本 大震災の発災,南海トラフ地震及び首都直下地震の被害 想定の見直しなどにより高まっており,この状況へ対応 が喫緊の課題となっている(国土交通省「平成31年度全 国都市防災・都市災害主管課長会議」議事).

また、日本の都市は、都市基盤施設が十分に整備されないまま都市化が急速に進展したことから、震災等に対して構造的に脆弱であり、さらに、大規模な地震による津波対策の一層の強化が求められている(平成30年度全国都市防災・都市災害主管課長会議議事『4.都市防災総合推進事業について』).

そこで、政府はその対応の一つとして「避難地・避難 路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、 避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物 の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、 防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上」 を図るため「都市防災総合推進事業」で事業主体である 市町村及び都道府県等を支援している.

この「都市防災総合推進事業」の具体的内容は以下のとおりである.

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調	・各種災害に対する	1/3
査	危険度判定調査	
②住民等のまちづく	・住民等に対する啓	1/3
り活動支援	発活動	
	・まちづくり協議会	
	活動助成	
③地区公共施設等整	・防災まちづくり拠	1/2
備・地区公共施設	点施設	% 1 % 2
(道路, 公園等	(津波避難タワー,	
(防災ベンチ等を	防災備蓄倉庫等)	
含む))	[用地費除く]	
④都市防災不燃化促	・耐火建築物等の建	調査1
進	築への助成	/3
		工事1

		/2
⑤木造老朽建築物除	・密集市街地におけ	1/3
却事業	る木造老朽建築物の	
	除却への助成	
⑥被災地における復	・復興まちづくり計	1/2
興まちづくり総合	画策定	
支援事業	• 地区公共施設	
※激甚災害による被	・防災まちづくり拠	1/3
災地	点施設	
	• 高質空間形成施設	
	・復興まちづくり支	
	援施設	

- ※1 地区公共施設に関する用地費については国費率1/3
- ※2 南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に 位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の 整備については国費率2/3

以上の事業内容をみると、②以外は全てハード面(インフラ)に関するものである.一方、②は、確かにソフト面に関するものであるが、その文言からも読み取れるとおり、住民の主体性を前提とし、政府や地方自治体が明確なヴィジョンを持って国民等を牽引するというものではない.つまり、「都市防災総合推進事業」におけるハード面に関するものは、具体的かつ確実な"成果"として評価しやすいが、②のソフト面は、曖昧で不確実なものであり、その"成果"を評価するのは難しいといえる.

そのため、現在の日本における都市防災においてはハード面ばかり充実し、ソフト面は大きく後れを取っていると考えられ、この点が問題となる.

そこで、本稿は、都市防災におけるソフト面の重要性、 特に「災害弱者」(1) である外国人に関する考察をする.

第一に、都市防災における外国人への考察を通じて、 本稿が目指すものは、**日本人の「外国人観」(外国人という存在の考え方)の確立**である.

なぜなら、「災害弱者」である外国人は、度々流言^② の対象とされ、関東大震災においては、その流言に基づいて朝鮮人に対する大量殺傷事件が発生したこともあるからである。つまり、「災害弱者」であるはずの外国人は、「災害時リスク」^③ として排斥の対象とみなされることもある。

これは、明らかな悲劇であり、法の支配に対する冒涜である.

そして、筆者は、この原因を我々日本人の「外国人観」 が確立されていないにあることに求める.

さらに、本稿においては、この「外国人観」の確立を 妨げている最大の原因が「在留資格の誤謬」(後述)であ ると考え、その概念と改善への政策提言を試みる.

(2) 本稿の構成

本章においては、本稿の問題意識として都市防災においてソフト面が軽視されていること、「災害弱者」の一つである外国人が「災害時リスク」となり得ることを指摘した。そして、この原因が、「外国人観」の未確立にあり、その背景には「在留資格の誤謬」があると述べた。

第2章においては、「関東大震災」「阪神・淡路大震災」 「東日本大震災」(以下「各大震災」とする)を取り上げ、 外国人を対象とした流言の具体的状況を考察する.

第3章においては、流言を前提とする「外国人への攻撃条件 (Conditions for attacking foreigners)」を定立し、各大震災にあてはめる。そして、「在留資格の誤謬」についても具体的に論じる。

第4章においては、これまでの議論をまとめ、「在留資格の誤謬」を解消し、日本において「外国人観」を確立する具体的な政策として在留資格「特定労働」を提言する.

2. 三つの震災時の外国人を取り巻く状況

本章では、これまで日本で起きた災害時における外国 人を対象とした流言の具体的状況を考察するために、「関 東大震災」「阪神・淡路大震災」「東日本大震災」の各震 災を取り上げる。

(1) 関東大震災

1923 年 (大正 12 年) 9月1日に発生した関東大震災に おいては、「朝鮮人等殺傷事件」(以下「事件」とする) が起きている.

内閣告諭第二號(大正十二年九月五日 内閣總理大臣伯爵 山本権兵衛)

今次ノ震災ニ乗シ一部不逞鮮人ノ妄動アリトシテ鮮人ニ対シ頗フル不快ノ感ヲ抱ク者アリト聞ク 鮮人ノ所為若シ不穏ニ亘ルニ於テハ速ニ取締ノ軍隊又ハ警察官ニ通告シテ其ノ處置ニ俟ツヘキモノナルニ 民衆自ラ濫ニ鮮人ニ迫害ヲ加フルカ如キコトハ固ヨリ日鮮同化ノ根本主義ニ背戻スルノミナラス又諸外國ニ報セラレテ決シテ好マシキコトニ非ス事ハ今次ノ唐突ニシテ困難ナル事態ニ際會シタルニ基因スト認メラルルモ 刻下ノ非常時ニ當リ克ク平素ノ冷静ヲ失ハス慎重前後ノ措置ヲ誤ラス以テ我國民ノ節制ト平和ノ精神トヲ発揮セムコトハ本大臣ノ此際特ニ望ム所ニシテ民衆各自ノ切ニ自重ヲ求ムル次第ナリ

この「内閣告諭第二号」は、1923年9月5日に出されたものである。つまり、この告諭が出されたときには、 震災が発生してから4日が経っていたが、この4日の間 に日本人による朝鮮人に対する殺傷事件が発生したこと から、それらを政府としても見過ごすことができなかっ たことが理解できる.

この点,事件の具体的な"被害の程度"は、様々な立場で異なった主張があるが、本稿で重視するのは、"被害の程度"ではなく、震災時に、流言を原因とした朝鮮人等の外国人に対する大量殺傷事件が発生したという"事実自体"である。

なぜなら、この問題は、被害者数の問題ではなく、当 該殺傷事件があったことにあるからである.

(2) 阪神・淡路大震災

阪神・淡路大震災における外国人の状況については, 関東大震災や後述する東日本大震災のような露骨な「悪 意」が向けられたという記録は見当たらない.

もっとも、「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」の「資料室ニュース Vol.33」において「震災当時、兵庫県には、約10万人の外国籍の人が居住していました。外国人の死亡者は166人で、そのうち韓国・朝鮮籍が108人、中国籍が41人となっています。兵庫県内の震災による死亡者に占める外国人の割合は3.0%で、当時の兵庫県人口に占める外国人の割合1.8%よりも高い数値となっています。震災後、特に、1970年以降の比較的新しい時期に来日した外国人の多くは、日本語が不自由なため、情報が届きにくく、文化的な背景の違いもあり、避難所で日本人との摩擦に直面しました。また、健康保険未加入だった一部の外国人負傷者は、医療費の全額が請求される事態になりました。」と記載されていることからも問題がなかったわけではない。

また、外国人に関する流言としては、「東南アジア系の人びとが大挙して被災者の家を荒らしまわっている」等があったようである(黒田・津金澤 1999: 165). もっとも、外国人の多数派である在日韓国朝鮮人や中国人達には流言の対象とはなっていないことから、それほど大きな影響はなかったと思われる. なお、この流言が、外国人の中でも「東南アジア系」と限定されていた理由としては、その当時、東南アジア系の外国人が増え始め⁽⁴⁾、また、彼らは在日韓国朝鮮人や中国人よりも、外見から日本人との違いが分かりやすいことから、不安や違和感を抱かれる傾向にあったからだと考える.

(3) 東日本大震災

東日本大震災においては、外国人に関する流言が SNS (ソーシャルネットワークサービス) で伝播していったのが特徴である。例えば、Facebook に投稿された「石巻の友人からの SOS」という記事である。ここでは全文の引用はしないが、その内容は「外国人窃盗団が横行し、女性が性的被害にあっており、警察の人員が足りないこ

とから無法地帯となっている」というものであった(荻上 2011:57-61). このような流言に対して、宮城県警、岩手県警、福島県警等は、チラシを配布して積極的に打ち消そうとした(宮城県警「地域安全ニュース「きずな」平成23年4月2日等」).

さらに宮城県警の竹内直人本部長(当時)自ら避難所となっている仙台市宮城野区にある岡田小学校を訪れて「外国人の窃盗団がいる」等の流言に騙されないように注意喚起した。これは、警察当局の流言の対応の一部であるが、積極的に対応していたことが読み取れる。逆に言えば、ここまで警察当局が対応しなければならない現実があったということだろうか。

なお、この警察当局の対応が功を奏したこともあり、 被災外国人に対する殺傷事件はもちろん目立った具体的 差別行為は報告されていない.

(4) 考察

「関東大震災」においては、朝鮮人等殺傷事件が発生 し、「東日本大震災」においては、具体的な殺傷事件は発 生してはいないが、警察当局も積極的に対応せざるを得 ない外国人を対象とした流言が伝播した.

一方,「阪神・淡路大震災」においては,外国人に対する殺傷事件はもちろん,警察当局が動かざるを得ない流言等は報告されていない.

では、どうしてこのような違いが生じたのだろうか. この点、各震災が発生前において外国人に対する不安 を抱く具体的な「事件」が存在の有無が、上記の違いに なっていると考える.

具体的には、関東大震災においては「三・一運動等独立・反日活動」(1919年3月等)であり、東日本大震災においては「尖閣諸島中国漁船衝突事件」(2010年10月)が挙げられるだろう。特に、後者においては震災の翌年には中国各地で日中国交正常化以降最大と言える反日暴動(2012年9月等)が発生するに至っており、もし、震災前にこの反日暴動が発生していたのであれば、単なる流言に留まらない具体的な行為として顕在化することもあり得たかもしれない。

この点、上記筆者の危惧を、人権意識が高まっている 現在においては、単なる「妄想」であると断じる立場も あるだろう。しかしながら、最近の「ヘイトスピーチ」 に関する一連の事件に鑑みれば、この筆者の危惧を「妄 想」として切り捨てることはできないのではないか。

例えば、2009 年 12 月 4 日には「京都朝鮮学校公園占用抗議事件」(以下「朝鮮学校事件」とする)が発生した(5).この事件は、「在日特権を許さない市民の会」(在特会)、「主権回復を目指す会」(主権会)、「チーム関西」の活動家達が、京都朝鮮第一初級学校(以下「初級学校」とする)による勧進橋児童公園の不正占用に抗議すると

して,同校校門前で抗議街宣活動を行ったものである(抗 議者側は,威力業務妨害罪,初級学校側は,都市公園法 違反に問われた).

この朝鮮学校事件の性質は、同事件に関する判決文(平成22年(ワ)第2655号 街頭宣伝差止め等請求事件)を見れば理解できるだろう.

(5) 被告Aを中心とする参加者は、南門を挟んで対峙していた 学校関係者に対し、拡声器を使用したり、あるいは肉声で「我々 はX公園を京都市民に取り戻す市民の会でございます」「主権回 復を目指す会及び在特会関西の有志でございます」「(本件学校 は)公園を50年も不法占拠している」「日本国民が公園を使え ない」「この学校の土地も不法占拠だ」「我々の先祖の土地を奪 った. 戦争中, 男手がいないとこから, 女の人をレイプして奪 ったのがこの土地」「戦後焼け野原になった日本人につけこんで、 民族学校、民族教育闘争、こういった形で、至るところ、至る 日本中、至るところで土地の収奪が行われている」「日本の先祖 からの土地を返せ」「これはね、侵略行為なんですよ、北朝鮮に よる」「ここは北朝鮮のスパイ養成機関」「犯罪者に教育された 子ども」「ここは横田めぐみさんを始め、日本人を拉致した朝鮮 総連」「朝鮮やくざ」「こいつら密入国の子孫」「朝鮮学校を日本 からたたき出せ」「出て行け」「朝鮮学校、こんなものはぶっ壊 せ」「約束というのはね、人間同士がするもんなんですよ. 人間 と朝鮮人では約束は成立しません」「日本に住ましてやってんね や. な. 法律守れ」「端のほう歩いとったらええんや、初めから」 「我々は今までみたいな団体みたいに甘うないぞ」「この門を開 けろ,こらぁ」等の怒声を次々と間断なく浴びせかけ,合間に, 一斉に大声で主義主張を叫ぶなどの示威活動を行った.

なお,当該朝鮮学校事件の映像は,現在でも誰でも「Youtube」で見られるようになっている (2019 年 1 月 20 日現在).

このような「〜イトスピーチ」の背景にあるのは「在日特権」問題である。

そもそも「在日特権」というものには、実体はなく、ネット上で拡散されてる「在日特権」に関する様々な言説は、事実無根のデマか事実の断片をつなぎあわせて存在しない事実にフレームアップする在日コリアン社会に対するネガティヴ・キャンペーンでしかない(野間 2013:4). 例えば、「在日特権」と呼ばれるものには「罪を犯しても実名が出ない」というものがあるが、これは通称名使用のことに言及していると思われる. しかしながら、「通称名使用」ができるのは、特別永住者だけでなくその他の外国人でも同様である。このように「在日特権」と呼ばれるものは実体のない流言であると言える.

ところが、この「在日特権」という流言を「事実」と して、上記朝鮮学校事件における差別的言説や新大久保 や鶴橋のコリアンタウンでのデモ(2013年)における「良 い韓国人も悪い韓国人もどちらも殺せ」「朝鮮人ヲ一匹残 ラズ殲滅セヨ 日韓断交」「『在日』 飼育料 国民年間 一 人3万円」等の言説が発せられた.

以上は、震災時等の緊急状況ではない日常で発生したものであることから、その根の深さが伺える。さらに、一連のヘイトスピーチにも関わり、または影響を与えている桜井誠氏は、2016年の東京都知事選挙に出馬し114,171票を獲得したことから(第5位)、これらのヘイトスピーチを単なる少数派の誤差として切り捨てることができないことを再認識させられた。

この点、野間は、「私は特定の誰かの味方をしたいわけではない. ひどい差別にも、在日特権にも反対し、あらゆる不正を許さないだけだ」という良心的なカウンター勢力からの言説を取り上げ、良識派でも流言であるはずの「在日特権」を事実として認識していることに大きな問題意識を持っている(野間 2013:3-4). 確かに、良識派と言われる人たちでも、ヘイトスピーチによって作出された「在日特権」という流言を事実と認識するのであれば、震災時のような緊急状況においては、流言が日本人一般にも広がる可能性は高いのではないか.

また、社会的地位がある人が、SNS上で特定国出身者 全体を貶めるような発言し炎上することがある.この場 合のネット上の反応は、当該発言者に対する否定的なも のだけでなく、賛同するようなものも少なくない.そし て、その賛同者達は、実際の国内外の政策を根拠にして 特定国家出身者への差別を正当化する傾向にある.

この点, 2019 年 11 月 20 日から東京大学特任准教授 (当時)の大澤翔平氏が、Twitterの自分のアカウントに 「中国人は採用しません」「中国人のパフォーマンス低い ので営利企業じゃ使えないっすね」「そもそも中国人って 時点で面接に呼びません. 書類で落とします.」等の一連 の書き込みによって炎上した.

この大澤氏の書き込みに対して所属機関である東京大学の越塚登情報学環長・学際情報学府長は,2019年11月24日付で「学環・学府特任准教授の不適切な書き込みに関する見解」と題して次の内容を表明した.

「SNS等におきまして,東京大学大学院情報学環・学際情報学府(以下,学環・学府)の特定短時間勤務有期雇用教職員(特任准教授)による,特定個人及び特定の国やその国の人々に関する不適切な書き込みが複数なされました.

これらの書き込みは、当該教員個人または兼務先組織に 関するものであり、学環・学府の活動とは一切関係があ りません.

東京大学憲章では、「東京大学は、構成員の多様性が本質

的に重要な意味をもつことを認識し、すべての構成員が 国籍、性別、年齢、言語、宗教、政治上その他の意見、 出身、財産、門地その他の地位、婚姻上の地位、家庭に おける地位、障害、疾患、経歴等の事由によって差別さ れることのないことを保障し、広く大学の活動に参画す る機会をもつことができるように努める」と言明してお ります。」

学環・学府は、この理念に則り、国籍はもとより、あらゆる形態の差別や不寛容を許さず、すべての人に開かれた組織であることを保障いたします。学環・学府構成員から、こうした書き込みがなされたことをたいへん遺憾に思い、またそれにより不快に感じられた皆様に深くお詫び申し上げます。」

しかしながら、この東京大学の意見表明後も大澤氏の Twitter への書き込みは継続され、エスカレートし、2020 年1月15日付けで大澤氏は、東京大学を懲戒解雇されて いる。

この大澤氏の発言を「根拠なき妄言」として切り捨てれるかといえば、そう簡単ではない。なぜなら、現実として「中国人採用=技術流出」という構図に基づく政策が日本でも行われているからである。

この点,一例を挙げると,中国を想定した技術流出防止政策として経済産業省から2019年5月27日付で発表された「対内直接投資等の事前届出に関する業種告示等の改正告示」がある⁽⁷⁾.

この改正趣旨は、「近年、サイバーセキュリティーの確保の重要性が高まっていることなどを踏まえ、安全保障上重要な技術の流出や、我が国の防衛生産・技術基盤の棄損など、我が国の安全保障に重大な影響を及ぼす事態を生じることを適切に防止する観点から、集積回路製造業等を追加する等、所要の措置を講じること」となっている.

経済産業省サイト

https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190527002/20190527002.html

つまり,「中国人採用=技術流出」という構図を前提とする政策が現実に存在していることから,大澤氏の発言を「根拠なき妄言」ではなく,現実的リスクとして主張する者も出てくる (8).

以上のように、ヘイトスピーチ等は、現実にある様々な要素、特に安全保障に関係するものとリンクし力を持つことがある.

したがって、関東大震災当時と同様の事件が、今後発生しないとは言い切れないのではないか.

3. 研究の理論

震災時に発生する流言についての考察し、さらにはその流言から派生する外国人対する攻撃について考察する。この点、G.W.オルポートとL.ポストマンは、「デマの心理学」において、流言(デマ)の量は、問題の重要性と状況の曖昧さの積に比例するとし、次の論理式を立てている(G.W.オルポート・L.ポストマン 1952:41-42).

R (流言: Rumor)

=I (重要性:Importance) ×A (曖昧性:Ambiguity)

これを震災時に当てはめると「I:身体生命への危険」 ×「A:メディアの混乱」となるだろう (10). この点, 後者における「メディア」には,口コミによる人という メディアも含めて考えるべきであり,また,「混乱」 は,関東大震災時には情報が届かないという消極的なも のだったが,東日本大震災時には SNS やブログ等のネ ットメディアを使った積極的な情報発信(流言の伝播 等)も加わっている.

したがって、震災時における流言は、人間の根源的な恐怖である「I:身体生命への危険」という非常に重要性があるものを対象として、従来有していたメディア秩序が混乱(A:メディアの混乱)に乗じて、非常に強大な力を持って伝播していくこととなる.

さらに本稿においては、流言の伝播を前提として顕在化する「外国人への攻撃条件(Conditions for attacking foreigners)」として①具体的な外在的不安、②メディア等による流言の拡散、③外国人に対する情報の脆弱(以下「CAF」とする)を挙げる。そして、「外国人への攻撃」が顕在化するのは、この①から③の全ての条件を充たした場合である。そこで、上記 G. W. オルポート達の論理式に倣い次の通り定式化する。

A (攻撃: Attack)

=AN (不安: Anxiety) ×D (拡散: Diffusion) ×V (脆弱: Vulnerable)

(1) 攻撃 (Attack) 条件

1) ①具体的な外在的不安(Anxiety)

日本を取り巻く状況――特に中国や朝鮮半島に関する 事件――は、具体的な「結果」(当該事件を受けた行動等) として日本に立ち現れる.これは、地政学的な問題であ るともに歴史的な問題である.

2) ②メディア等による流言の拡散 (Diffusion)

不安等から生まれる流言に対して、マスコミ等のメディアが抑制及び打ち消しを図るのではなく、むしろ拡散させることである。また、現在の日本において警察当局等の権力は、流言を積極的に拡散することは考え難いが、伝播している流言に対する不作為が、流言の拡散につながる。したがって、「権力の不作為」(一部の作為)もここに含めることから「等」としている。

3) ③外国人に対する情報の脆弱(Vulnerable)

日本においては「外国人」という存在を理解する情報 が少ない、もしくは曖昧であることを意味する.この条件こそが、本稿のテーマと深く関連するものであり、日本人の「外国人観」確立の必要性へつながるものである. そして、この条件に深く関連するのが「在留資格制度の誤謬」である.

(2) 在留資格の誤謬

在留資格制度は、日本における活動を類型化した「活動類型資格」(入管法別表第一の一から五)と日本における身分又は地位を類型化した「身分地位類型資格」(入管法別表第二)で構成される.

しかしながら、在留活動の建前と実際の乖離が多々見 受けられる.

例えば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、 大学等の高等教育機関で学んだ技術や知識に関連する活動(就職先における担当業務)が建前となるが、そもそも大学等を卒業して、すぐに「専門家」として社会・実務で通用する技術や知識があるとは言い難い(特に、日本の文系大学等の現状は、これに当てはまる)。本来的には、社会・実務に出てからの経験によって「専門家」として形作られて行くだろう。しかしながら、入管実務上は、新卒であったとしても「専門家」として取り扱うこととなる⁽⁹⁾。したがって、明らかに実際との乖離が発生している。

次に、外国人技能実習制度であるが、同制度の目的は「人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識(以下「技能等」という。)の移転による国際協力を推進すること」(技能実習適正化法第1条)となっている。

しかしながら、この同制度の目的は、建前であり実際には、《単純労働の供給源》となっている現実がある。この点、技能実習生が、人手不足解消のために3K(キツイ、キケン、キタナイ)と呼ばれるような厳しい職場において、日本の法律に反し過酷な労働に従事されている実態が明るみになっている(安田 2007、外国人研修生権利ネットワーク 2009、榑松 2008、「外国人労働者問題とこれからの日本」編集委員会 2009、坂 2017、巣内 2019等)。

また、2017年版アメリカ国務省人身売買監視対策室人身売買報告書において「外国人がパスポートを取り上げられたり高額な保証金を徴収されたりするなど、強制労働に悪用されるケースが後を絶たない」と批判されている.

さらに、技能実習適正化法の衆議院法務委員会における提案理由「国内の人手不人手不足を補う安価な労働力の確保策として使われており、その結果、労働関係法令の違反や人権侵害が生じている等の指摘があり(以下略)」からも、技能実習制度が「国際協力」「技術移転」等の建前ではなく**《単純労働の供給源》**として運用されていることを理解できるだろう。

なお、技能実習適正化法施行以降の2018年においても 「労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した7,334事業場(実習実施者)のうち5,160 事業場(70.4%)」と厚生労働省から公表されている(2019年8月8日付け).

以上の二つが、在留資格制度における建前と実際の乖離の主な例だが、その他にも「在留資格の誤謬」の原因となるものがある.

それは、在特会のヘイトスピーチの対象となった「特別永住者」制度である.

これは、他の在留資格とは異なり入管法ではなく、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年五月十日法律第七十一号)によって規定されていることから、その位置づけが非常に分かりづらくなっている。実際は、ヘイトスピーチで取り上げられているような「在日特権」というものではないが、「その歴史的経緯と我が国における定住性にかんがみ」、入管法上の在留資格を有することなく永住を可能とし、退去強制の制約、再入国の有効期間において優遇されている(法務省入国管理局出入国管理法令研究会1995: 25-26)。具体的には、退去強制については入管特例法第22条、再入国の有効期間について同法23条に規定されている。

以上のように実際と"**乖離**"している在留資格「技術・人文知識・国際業務」と「技能実習制度」,そして入管法に基づく在留資格制度の"**枠外**"に規定する「特別永住者」等が存在していることが「在留資格制度の誤謬」の原因となり日本人の「外国人観」を混乱させていると考える(在留資格制度の"乖離"と"枠外").

そのため、日本人は、「外国人は安い労働力である」「在 日特権が存在する」等の誤謬を抱き、その誤謬に対して 罪悪や嫌悪感のようなものを感じているように思える.

だからこそ、日本人の「外国人」に対する理解が進まず「外国人に対する情報の脆弱」が形成されているのではないか.

では、次節において上記攻撃条件を「関東大震災」「阪神・淡路大震災」「東日本大震災」に当てはめて考察する.

(3) あてはめ

1) 関東大震災

まず, ①「具体的な外在不安」については, 前述のと おり「三・一運動等独立・反日活動」(1919 年 3 月等) が あった.

次に, **②「メディア等による流言の拡散」**については, 具体的には、三・一運動を契機として朝鮮人による独立 運動は、武装闘争を含めて様々な形で展開していったが、 日本の新聞が、それらの運動をさらに誇張し「不逞鮮人」 という憎しみの対象という言葉を伝播させていった(加 藤 2014: 187). また、社会学者であり自らも被災者であ る清水幾太郎は、「公には政府が朝鮮人その他を保護した ことになっているが、しかし、これは嘘である. むしろ、 災害に遭遇して、権力そのものが自警団及び流言として 自己を実現したのである」(清水 2011:181-182),「馬小屋 で寝ていた私は、水が飲みたくなって、洗濯場へ行った. 洗濯場には、夜中なのに大勢の兵隊がいて、みな剣を洗 っている. その辺は血だらけである. びっくりしている 私に向かって、一人の兵隊は得意そうに言う.『朝鮮人の 血』さ.」……」(清水 2011:182, 清水 1959:50) とある ように権力が流言を拡散させていたと考えられる.

そして、**③「外国人に対する情報の脆弱」**は、当時日 本にいた朝鮮人の数は、1915年3,989人、1916年5,638 人 (+1,649 人), 1917 年 14,501 人 (+8,863 人), 1918 年 22,262 人 (+7,761 人), 1919 年 28,272 人 (+6,019 人), 1920年30,175人(+1,901人), 1921年35,876人(+5,693 人), 1922年59,865人(+23,989人), 1923年80,617人 (+20,752 人) というように急激に増加していた(姜 2002: 734). 特に, 震災の直前である 1922 年と 1923 年の 増加率は著しい. したがって、関東大震災発生時の日本 人にとって、急激に増えていく朝鮮人に対してどう接す るべきか理解できず戸惑い、そして不安を抱くようにな っていたのではないか、だからこそ、上記のように新聞 等のメディアが、朝鮮人に対する不安を煽るような「事 実」を作出すれば、その「事実」が「真実」となってし まう状況があったと言えるだろう. そして、日本人の中 に実態とは乖離しながらも、むしろ乖離しているからこ そ具体的な露悪的「外在的不安」が肥大化し外国人(朝 鮮人)に対する殺傷事件へとつながったと言えるのでは ないか.

したがって、関東大震災においては、①から③の全てのCAFを充たしていたことから外国人への攻撃が顕在化したと考える.

2) 阪神·淡路大震災

まず, ①「具体的な外在的不安」は、特に存在していなかった。むしろ、韓国等とも比較的安定した関係を築いていたといえる (10).

次に、②「メディア等による流言の拡散」については、マスコミの活躍で大きな混乱は見られなかったといううわさがあり、その種のマス・メディア自身の流す情報が通説となりつつある(黒田・津金澤 1999: 161)、流言が少なかったのが阪神・淡路大震災の最大の特徴であり、それはメディアの発達により流言が生じる隙がなかったからである(NEWS WORK 取材チーム 1995: あとがき)、という見方がある。

実際には、前述のとおり東南アジア系外国人を対象とした流言や参議院予算委員会における中村鋭一議員の失言 (II) 等はあったが関東大震災のような流言の伝播には至っていない。

したがって、メディア等による流言の問題になるよう な拡散はほぼなかったと言えよう.

もっとも、兵庫県における在日韓国・朝鮮人の歴史を 調査研究し記録してきた「兵庫朝鮮関係研究会」がまと めた「兵庫の大震災と在日韓国・朝鮮人」において「も し何の情報もないところでデマが流れてどうなっていた か分からない部分はあったと思います。関東大震災は情 報がなかったですから、 当時、 朝鮮人は日本にきて日本 語もよく分からないし、日本人の差別意識はもっと強か ったし、日本人からすると、いわば普段からいじめてい る朝鮮人がこれを機に、反抗的なことをするのではない かという気も心の中にあり、悪い噂やデマが飛んでパニ ックなったのでしょうね(中略)日本人が朝鮮人に持っ てしまっている潜在的な偏見や蔑視意識が何かのきっか けで、例えば今回に関していえば悪質なデマとか、流言 などに接すると、突如浮上してくる. それがこの非常事 態と相乗効果を及ぼし、普段の正常な判断が出来なくな り, それで関東大震災では過ちを犯したと思うわけです. 1 (兵庫朝鮮関係研究会 2009: 203-204) との在日朝鮮人三 世である西神戸初中級学校の教員の記述があり、この記 述から阪神・淡路大震災当時におけるメディアの活躍と 関東大震災における朝鮮人殺傷事件が「歴史」のものと して風化していないことが読み取れる.

そして、③「外国人に対する情報の脆弱」については、外国人登録者数は、1,415,136人(1996年末現在)であり、そのおよそ半数である657,159人(46.4%)は、在日韓国朝鮮人だった。なお、現在は在留外国人数のトップである中国人は、234,264人(16.6%)であり、現在の三分の一ぐらいの存在感に留まっていた。したがって、「在日」以外のニューカマーと呼ばれる中国人を含めた新たに来日した外国人達に対する情報というのは脆弱であった。

以上であるが、①と②の条件を充足していなかったこ

とから外国人への攻撃は顕在化しなかったと考える.

3) 東日本大震災

まず、①「具体的な外在的不安」は、前述のとおり「尖閣諸島中国漁船衝突事件」(2010年10月)があった.これは、2010年9月7日、尖閣諸島付近の海域において違法操業をしていた中国籍の漁船が、逃走時に海上保安庁の巡視船「よなくに」と「みずき」に衝突し2隻を破損させた事件である.海上保安庁は同漁船の船長を公務執行妨害で逮捕し、船長は那覇地方検察庁石垣支部に送検されたが、中国側の厳しい抗議により船長は釈放され中国に帰国している.この事件を契機として、日本各地で反中デモが発生し、対中国に対する国民感情が悪化していった.

次に、②「メディア等による流言の拡散」については、 Facebook等の SNS により被災地において外国人犯罪が多発しているような流言が伝播された。もっとも、警察当局やマスコミが積極的に、これら流言に対応したことによって、外国人に対する攻撃は顕在化しなかった(高梨1996: 259)。

この点、被災地では、地震や津波によって有線だけでなく無線の情報インフラが倒壊ないしは流失し、多くの端末がネットに繋がらない=ブラックアウト状態となった。また、東京都中心に震災関連の膨大な情報(玉石混合で、多くは不要であったような情報)が、怒涛の波のようにネットに押し寄せ、ネットワークを麻痺同然とした=ホワイトアウトとでも言うべき状況を呈していた(柴田 2012: 212-213).

したがって、東日本大震災当時は、関東大震災当時は もちろん、阪神・淡路大震災当時よりも飛躍的に情報インフラは発達していたが、依然として「麻痺」状態が立ち現れることとなった.

そして、**③「外国人に対する情報の脆弱」**については、 在留外国人数が 2,087,261 人 (2010 年末実績) , さらに 外国人観光客数 8,611,175 人 (2010 年実績) であり、日 本のどこに行っても外国人を見ない日はないと言えるよ うな状況だった.

しかしながら、当時はもちろんのこと現在に至るまで、 日本人は外国人に対する正確な理解は広まってはいない。 この点については、前述のとおり「在留資格の誤謬」 が原因である。

したがって、②を充たしていなことから外国人への攻撃が顕在化しなかったと考える.

(4) 考察

本稿で定式化した外国人への攻撃条件(CAF)を1)から3)の震災にあてはめてみたところ,1)関東大震災以外は,条件の一部の未充足により外国人への攻撃が顕在化

しなかった.

しかしながら、その未充足は、固定化されたものでは ない.

そして、20世紀前半の1)関東大震災という過去においてのみ攻撃条件が充足するのではなく、国内外の状況次第では、いつ充足されてもおかしくないことは、2-(4)で論じたとおりである。

この点, ①「具体的な外在的不安」及び②「メディア等による流言の拡散」については「防災」することは難しいが, ③「外国人に対する情報の脆弱」については, 日本人の「外国人観」が確立すれば「防災」することは可能と考える. そのためには「在留資格の誤謬」を是正しなければならない.

では、「在留資格の誤謬」を是正するためには、どうすればよいか。

この点, 前提として在留資格制度は, 国益の類型化と考える.,

なぜなら、在留資格制度は、出入国管理行政の基本であり(加賀谷・高宅 2015: 1)、出入国管理行政は、国防(安全保障)一環だからである(近藤 2015: 125-126). だからこそ、行政手続の総則法といえる行政手続法において「外国人の出入国、難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導」について在留資格関連申請手続の適用除外を定めており(行政手続法3条1項10号)、その適用除外の趣旨は、「国家の主権に関わる事項」であるとされる(一般財団法人行政管理研究センター 2016: 72).

そのため、国民主権国家において外国人という存在は、 国民の生活を補完する形でのみ活動及び居住が許される (仮に、外国人のために存在する国家があるとしたら、 それは「植民地」と呼ぶことになる).

したがって、在留資格制度においては、外国人を国民主権国家の利益=国益に資する活動に固定化することを第一に考える。もし、外国人が国益に反する活動をするようなことがあれば、すぐにでも国外へ退去させることができるようになっている(入管法 24 条等)。

しかしながら、在留資格制度が国益の類型化であった としても、外国人にとって利益にならなければ、そもそ も当該国家に来ることはない. そのため、外国人の利益 にも配慮しなければ在留資格制度が十二分に機能するこ とはないことも事実である.

そのため、国益と外国人の個人的利益の両方の視点を もって在留資格制度は設計され運用されなければならない。

しかしながら,在留資格制度は,第一に国益が来ることからやはり国益の方に傾いた設計及び運用がなされるのが通常であるが,それでも外国人を求めなければなら

ないという矛盾の結果として「在留資格の誤謬」が生じることとなっている.

そのため、既に述べた在留資格「技術・人文知識・国際業務」「技能実習」、そして、2019年4月から開始された在留資格「特定技能」等は、それぞれに誤謬を孕んでおり、日本人の「外国人観」の確立を阻害している.

4. 結論

(1) 日本人の「外国人観」の必要性

本稿の目的は、都市防災における日本人の「外国人観」 の必要性について明らかにすることであるが、これまで 論じてきたことを踏まえて、この点について言及する.

まず、日本人の「外国人観」の確立が防災において如何に機能するかについて述べる.

前述の CAF は、①から③の全てを充たした場合に顕在化するところ、前述のとおり「外国人観」の確立は、③「外国人に対する情報の脆弱」に対応する. つまり、日本人の「外国人観」が確立されていなかったことから「外国人とは得体の知れないもの」(以下「外国人の不明確性」とする)となり、関東大震災時には、朝鮮人等殺傷事件、そして、東日本大震災時には、外国人犯罪に関する流言の伝播に至ったと考える. つまり、日本人の「外国人観」が確立されていれば、流言に対して有効的な耐性が生まれ、それがこれから予想される都市直下型大震災における防災になり得ると考える.

そして、現在においても「外国人の不明確性」の状況 の変化はない(なお、ここで言う「外国人」というのは、 関東大震災時の内地以外の出身者(朝鮮人等)も対象と している).

例えば、震災時以外でも、1990年代に断続的に「外国人労働者暴行流言」が伝播した。これは、「散歩中の女性が、数人の外国人労働者に乱暴された」という内容であり、その外国人はイラン等の中近東系や東南アジア系と幅があった。この流言が伝播した地域は、いずれもここ数年間に外国人が増加した地域であり、伝播が遅い地域ほど外国人の国籍や人種が特定化されていった(高梨1996:255)。この流言伝播の背後には、急増している外国人労働者に対する住民の不安があり、そこには言語及び習慣が異なる人々に対する一般的不安だけでなく、東南アジアや中近東の人々に対する差別意識があった(廣井2001:13)。これは、急激な外国人の増加に対して、漠然とした不安や違和感の顕在化であり、前述の関東大震災時における朝鮮人の急激な増加状況にも似ている。

また,前述の在特会等のヘイトスピーチも,日本人の「外国人観」が確立されていないことが原因であると考える.

以上が、外国人を取り巻く問題の一部であるが、この 点から伺えるのは、在留外国人や来日外国人観光者が増 え、さらにはメディアの発達により日本と外国との「距 離」は近くなっているように言われるが、それは単なる 「形式」上のものにすぎないということである.

そして、本稿で繰り返しているようにその主な原因と して筆者が挙げるのは「在留資格の誤謬」である.

多くの日本人は、日々接している外国人達の増加に無秩序さを感じているのではないだろうか。さらに、外在的不安要因(特に、日本人の身体安全や財産安全が具体的に脅かされた実績)があれば、「外国人=災害時リスク」という認識に変えてしまう可能性があり、その端緒は、「外国人労働者暴行流言」や「在特会の〜イトスピーチ」に表出しているのではないか。

(2) まとめ――日本人の「外国人観」の確立方法

最後に、我々日本人の「外国人観」をどのように確立 するかについて述べる.

この点、最も効果的であるのは、我々日本人の外国人 観の不確定性の主たる原因となっている「在留資格の誤 謬」を是正することにある. つまり、在留資格制度の建 前と実際の乖離を正し、さらに「特別永住者」制度を含 めた統一的で理解し易い在留資格制度への改正を実現す ることである. そうすれば、我々日本人は、外国人に対 してある種の二重の基準(ダブルスタンダード)ではな く、一つの基準でもって向かい合うことができる.

そこで、本稿において具体的に改正案を提案したい. この点、本稿で具体的に言及した「在留資格の誤謬」は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」「技能実習」「特別永住者」等があるが、特にここでは、在留資格「技能実習」を取り上げる.

なぜなら、在留資格「技能実習」については、それに 密接に関連する在留資格「特定技能」が新設され注目が 集まっているからである。

在留資格「技能実習」

イ略

- ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動
- 二 次のイ又は口のいずれかに該当する活動

イ略

ロ 前号口に掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて

当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動(法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る.)

外国人技能実習制度において問題となっているのは、企業単独型(本邦の企業等(実習実施機関)が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施)ではなく、団体監理型(商工会や中小企業団体等営利を目的としない団体(監理団体)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等(実習実施機関)で技能実習生を受け入れた中小企業が、技能実習生を「現業労働力供給」源として活用していることが全ての原因である。そもそも経営基盤が脆弱である中小企業にOJT(現任訓練)といえども「実習」を担えるだけの余裕があるわけでなく、やはり目の前の仕事をこなすだけになるのは明らかではないか。

だからこそ,「技術移転」という建前を担える企業単独型のみを技能実習制度に残し,団体監理型を廃止し,現在技能実習制度が担っている「現業労働力供給」を真正面から認めた在留資格を創設する必要性が高まってきた。そして,この必要性に応えるようにして創設されたのが在留資格「特定技能」である.

この点, 法務省入国管理局から 2019 年 3 月に発表された『特定技能外国人受入れに関する運用要領』(以下「運用要領」とする)には「第 1 章在留資格「特定技能」創設の目的 〇中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており, 我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきているため, 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において, 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することが求められているものです.」と記載されている (1 頁).

したがって、現在技能実習制度が担っている「現業労働力供給」を真正面から認めた在留資格となっているように思える.

在留資格「特定技能」

一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約(第二条の五第一項から第四項までの規定に適合するものに限る. 次号において同じ.) に基づいて行う特定産業分野(人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう. 同号において同じ.) であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度

の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従 事する活動

二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に 関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法 務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟 練した技能を要する業務に従事する活動

しかしながら、在留資格「特定技能」を有する外国人は、「特定技能外国人」と称され、かれらには「支援」が必要とされている(入管法第2条の5第6項及び第19条の22第1項). つまり、「現業労働力供給」を真正面から認めたものとはなっていないといえる.

なぜなら、「支援」が必要な労働者というのは、結局の ところ「規制」によって自由が制限される。そして、こ れには、雇用者が労働者を搾取する自由だけでなく、労 働者自身の自由も含まれる。

例えば、転職する自由である.

この点、特定技能外国人にも"一定の制限"はあるが 転職の自由がある(これが「技能実習制度」との大きな 違い、と言われている).

もっとも、この"一定の制限"が、実質的に特定技能外国人の転職の自由を奪っていれば意味はないだろう。

実際,特定技能外国人の転職は,「技術・人文知識・国際業務」のような他の就労系在留資格とは異なり,「特定技能」は,必ず在留資格変更許可申請をしなければならない(運用要領,9頁).しかも,特定技能外国人に与えられる在留期間は,最長1年(運用要領,8頁)であることから(毎年,在留期間更新許可申請をしなければならない),在職中での転職活動が前提となるが,これが非常に難しいことは容易く想像できるだろう.

さらに、担当可能な業務が**「相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務」**と限定されていることから、「現業労働力供給」を真正面から認めたものとはなっておらず、雇用者及び外国人に両者にとって使い難いものとなっている⁽¹²⁾.

ここで重要なのは、"真っ正面から認めたものではない" =建前と実際の乖離ということであり、だからこそ「在 留資格の誤謬」の原因となるのである.

そこで、筆者が提案したいのは、以下の在留資格である.

在留資格「特定労働」

法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において従事する活動(この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行、技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動を除く.)

この在留資格「特定労働」のポイントは、①法務大臣 の指定により対象分野を広げることができる、②雇用契 約に基づいた特定機関における活動であれば制限はない、 ③他の就労系在留資格に該当するような熟練労働は対象 外、というものである.

したがって、真っ正面から「現業労働力供給」を担う のが在留資格「特定活動」となることから、外国人技能 実習制度等が有する「誤謬」が是正され、我々日本人は 外国人を理解しやすくなる.

このように在留資格制度改正(誤謬の是正)することが、我々日本人の外国人観の確立への具体的な方法である.

もっとも,在留資格制度改正をするには時間がかかる ことから,在留資格制度改正(誤謬の是正)によらない ことも考えるべきだという意見もあるだろう.

しかしながら、日本における外国人の枠組みを決定する在留資格制度を変えない限り、いくら「多文化共生」等を掲げたとしても、それはあまりにも非力な言説にすぎないだろう。確固たる枠組みの前に、善良なる言葉をいくら重ねても崩れ去るだけである。今必要なのは、在留資格制度の枠組を変え、その枠組みあった日本人の「外国人観」を確立することである。

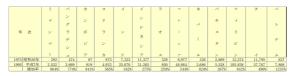
以上

註

- 「災害弱者」とは、「①自分の身に危険が差し迫った場合、 (1) それを察知する能力が無い、または困難な者、②自分の身 に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動を 取る事ができない、または困難な者、③危険を知らせる情 報を受取る事ができない、または困難な者、④危険を知ら せる情報を受取る事ができても、それに対して適切な行動 をとる事ができない、または困難な者」(国土庁(1991) 『防災白書〈平成3年版〉』大蔵省印刷局)である. した がって、言葉や文化的背景が異なる外国人は、これら①か ら④の全てに当てはまることとなる. 外国人は、国や地方 自治体の災害対策の中で, 高齢者, 身体障害者等と並んで 災害弱者とみなされてきた. 外国人を災害弱者に含めてい るのは、日本語が理解できないため警報や避難勧告情報を 入手できず避難が遅れるといった「情報弱者」の意味合い からであり、情報がわからない中での災害発生時の混乱、 悲嘆の表し方などから、地震災害に不慣れな外国人は、社 会的混乱の原因になる可能性もあるのではないかとも指 摘されていた (高梨 1996: 257-258).
- 「流言」とは、社会に流通する、虚偽の情報ないし誇張された情報である(廣井 2001:5).
- (3) 「災害時リスクファクター」とは、「災害弱者」のような

受動的存在とは認識されないが、その性質はほぼ同一である。具体的には「a.状況の認識、b.適切な行動、c.情報共有、d.受け取った情報を適切な処理」をしないことを前提として災害時に行動する積極的存在 換言すれば「何をしでかすかわからない」存在である。その為、外国人は、度々流言の対象となる。

(4) 1975年から1995年の20年間に東南アジア(南アジアを含む)出身者の増加率は、次のとおりである。この点、267%(パキスタン)から1235%(ベトナム)というように大幅に増加している。



- (5) 【判示事項の要旨】原告が設置運営する朝鮮学校に対し、 隣接する公園を違法に校庭として占拠していたことへの 抗議という名目で3回にわたり威圧的な態様で侮蔑的な 発言を多く伴う示威活動を行い、その映像をインターネッ トを通じて公開した被告らの行為は、判示の事実関係の下 では、原告の教育事業を妨害し、原告の名誉を毀損する不 法行為に該当し、かつ、人種差別撤廃条約上の「人種差別」 に該当するとして被告らに対する損害賠償請求を一部認 容し、また、一部の被告が上記学校の移転先周辺において (12) 今後同様の示威活動を行うことの差止め請求を認容した 事例 (13)
- (6) 入国管理局公式サイト

(http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact 1/q-and-a page2.html)

Q49:外国人登録証明書と同じように在留カードにも「通称名」 が記載されますか.

A.通称名については、在留カードには法律上も運用上も記載されません。

新しい在留管理制度・特別永住者制度の下で法務大臣 が継続的に把握する情報は、公正な在留管理制度に必要 なものに限られますが、通称名は在留管理に必要な情報 ではないことや、基本的に、住民行政サービスに必要な情報は、外国人に係る住民基本台帳制度において保有され ること等を考慮し、法務省において通称名の管理(在留カード等への記載を含む.)をしないこととしています.

なお、法務省は住民票又は住民基本台帳カードを所管 するものではありませんが、通称名については、新制度に おける住民票で扱われているものと承知しています.

- (7) 「IT 分野で外資規制拡大 中国念頭に技術流出防止」 2019/5/9 18:00 日本経済新聞電子版
- (8) 上念司 Twitter

(https://twitter.com/smith796000/status/1198385909781057536)

(9) 在留資格「技術・人文知識・国際業務」 上陸許可基準(省令)

「一 申請人が自然科学又は人文科学の分野に属する技

術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること」とし、その「必要な技術又は知識を修得していること」の条件として「イ当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと.」を規定している.

- (10) 2002 年には、日本と韓国共催でFIFA ワールドカップを 開催されたことからも日韓関係が比較的安定したことが わかる.
- (11) 「中村鋭一議員(平成会=新進)は仮説住宅への入居などで在日韓国・朝鮮人に足しうる差別のない救済策を求めた質問の中で,テレビで聞いた話として,「(神戸市)長田区在住の在日韓国人の方が『長田区から火が出たのは在日韓国人が火をつけたのではないかというようなことを,うわさとして聞いた。そんなことがあっては大変だ』と心配していた」などと発言した。これに対し,村山首相(当時)は「政府の扱いに一切差別はない」と述べるとともに,「そんなデマがいかにも飛んでいるような印象を与えることは好ましくない」と不快感を示した,という。」(黒田・津金澤 1999:176-177)。国会における議員の発言が持つ影響力の大きさを再認
- (12) 識させられる。また、国会議員といえども「流言」の当事者になり得ることを端的に理解できる。
- (13) 法務省入国管理局「新たな外国人材の受け入れについて」(平成31年2月)では、在留資格「特定技能」は在留資格「技能実習」とは異なり非専門的・非技術的分野ではなく専門的・技術的分野に含まれている (p1).

つまり、建前は、「現業労働力供給」を目的としたものではないということである。このような建前と実質の乖離が、「在留資格の誤謬」の原因となる。

引用文献

外国人研修生権利ネットワーク(編): 外国人研修生 時給300円の労働者 2 ――使い捨てをゆるさない社会へ,明石書店,2009. G. W. オルポート・L. ポストマン,南博譯訳: デマの心理学,岩波書店,1952. 株式会社ニューズワーク阪神大震災取材チーム:流言兵庫,碩文社,1995. 「外国人労働者問題とこれからの日本」編集委員会: 〈研修生〉という名の奴隷労働――外国人労働者問題とこれからの日本,花伝社,2009. 加藤直樹: 九月,東京の路上で 1923年関東大震災ジェノサイドの残響,ころから,2014. 近藤秀将: 外国人雇用の実務,中央経済社,2018. 榑松佐一,トヨタの足元で ――ベトナム人研修生 奪われた人権,風媒社,2008. 黒田展之・津金澤聰廣:震災の社会学――阪神・淡路大震災と民衆意識――(関西学院大学 阪神・淡路大震災研究シリーズⅡ),世界思想社,1999. 姜徹編:在日朝鮮韓国人史総合年表,雄山閣,2002. 廣井修:うさわと誤報の社会心理,NHKブックス,1988. 廣井修:流言とデマの社会学、文

国際津波防災学会報告 2020

藝春秋, 2001. 法務省入国管理局出入国管理法令研究会編: 出入 国管理法講義, 日本加除出版, 1955. 兵庫朝鮮関係研究会: 兵 庫の大震災と在日韓国・朝鮮人、社会評論社、2009. 三上俊治: 第2章 災害情報と流言,廣井修編:災害情報と社会心理 シ リーズ情報環境と社会心理 7,35-54,北樹出版,2004.野間易 通:「在日特権」の虚構,河出書房新社,2013. 荻上チキ:検証 東日本大震災の流言・デマ,光文社,2011. 坂幸夫,外国人単 純技能労働者の受け容れと実態――技能実習生を中心に、東信 堂,2017. 柴田邦臣:災害支援・防災と情報メディア環境---東日本大震災における情報支援の過程から――, 吉原直樹:シ リーズ防災を考える 防災の社会学〔第二版〕 防災コミュニ ティの社会設計に向けて、東信堂、2012. 清水幾太郎:流言蜚 語, 筑摩書房, 2011. 多賀谷 一照·高宅 茂:入管法大全Ⅱ 在 留資格,日本加除出版,2015. 高梨成子: 在日外国人と異文化コ ミュニケーション、白水繁彦:エスニック・メディア――多文 化社会日本をめざして,245-266,明石書店,1996. 巣内尚子: 奴隷労働―ベトナム人技能実習生の実態, 家伝社, 2019. 安田 浩一: 外国人研修生殺人事件, 七つ森書館, 2007.